

与教第12号
令和2年4月1日

与那国町立各幼稚園長 殿
与那国町立各小・中学校長

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について【第4報】(依頼)

みだしのことに関連して、これまで【第3報】まで発出しているところですが、感染状況が全国及び県内において改善していないことに鑑み、下記の事項について確認をお願いします。

つきましては、感染防止に向け、幼児児童生徒の衛生・安全上の処置に万全を期すようお願いいたします。また、令和2年3月30日付け沖縄県教育委員会教育長発【教保第1865号】「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(第14報)」及び「学校再開ガイドライン」等も御参照ください。

記

- 1 八重山管内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、教育委員会において直ちに対応(全園、全学校の休校含む)を協議し、結果を速やかに通知する。
- 2 幼児児童生徒の保護者に対し、登校(園)前及び帰宅後の検温と健康状態確認の実施を徹底する。
- 3 発熱や咳などの風邪の症状がみられたら、休ませる(出席停止扱いとする)。
- 4 春休み期間中に八重山郡外へ渡航した幼児児童生徒及び職員については、帰島後の健康状態の確認徹底を行うとともに、マスクを着用して登校(園)・出勤するように努める(帰島後2週間程度)。
- 5 春休み期間中に沖縄県外へ渡航した幼児児童生徒及び職員については、帰島後2週間程度、自主的に休むことも可とする(幼児児童生徒は出席停止扱いとする)。
- 6 屋内での活動時は窓を開けるなど換気をよくして行い、手洗い、うがい、咳エチケット、アルコール消毒などをこまめに行う。
- 7 学校(園)長の判断で休校(園)することも可とする。

※ ゴールデンウィーク期間中における八重山郡外への不要不急な渡航は、できるだけ自粛するよう、併せて連絡します。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp